

(別紙)

対タイ輸出牛肉取扱要領

(作成日：平成21年10月30日)

(最終改正日：平成29年3月17日)

1 目的

この要領は、タイに輸出する牛肉（以下「対タイ輸出牛肉」という。）を取り扱うと畜場及び食肉処理場（以下「と畜場等」という。）の認定並びに食肉衛生証明書発行機関の厚生労働省への報告等を行うための手続を定めるものである。

2 対タイ輸出牛肉を取り扱うと畜場等の認定の手続について

- (1) と畜場等の設置者は、対タイ輸出牛肉を取り扱おうとする場合は、都道府県知事又は保健所設置市長（以下「都道府県知事等」という。）に別紙様式1及び関係書類を添付して申し出る。
- (2) 都道府県知事等は、(1)の申出を受理したときは、次のア～ウの条件に適合することを審査し、支障がないと認めるときは、その旨を当該申出者に通知するとともに、別紙様式2に食肉衛生証明書発行機関の公印及び契印を押印した別紙登録書及び5の条件に関する関係書類を添付して厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長宛て報告する。なお、別紙登録書に記載する施設番号は、アルファベットと数字の組合せとする。
 - ア と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づく設置の許可又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を有し、と畜場法及び食品衛生法等の関係法規を遵守していること。
 - イ 食肉処理場はと畜場に併設され、とさつ・解体から分割まで一貫して行われていること。
 - ウ 本要領に基づいた輸出基準の遵守体制が備わっていること。
- (3) 厚生労働省が(2)の報告を受けた場合、当該内容をタイ政府に通知する。
- (4) なお、タイ政府に通知後、認定されたと畜場等（以下「認定と畜場等」という。）においてとさつ、解体及び分割され、かつ食肉衛生証明書が添付された牛肉は、タイ政府により輸入が認められる。

3 対タイ輸出牛肉の要件

- (1) 個体識別番号により平成13年11月1日以降に日本において生まれ、飼育されたことが確認できる牛由来であること。
- (2) 公的獣医師によると畜検査を受けた牛由来であること。
- (3) 圧縮空気等を頭蓋腔に注入する機器を用いたスタンニングやピッシング処理を行っていない牛由来であること。
- (4) 機械的回収肉及び回腸遠位部を含まないこと。

- (5) と畜検査に合格し、BSEに感染していない又はその疑いがないと診断された牛由来であること。
- (6) と畜検査員又は食品衛生監視員の監視下にある施設においてと畜、加工及び保管されたものであること。
- (7) 人の健康を害する保存料、添加物又はその他の物質を含んでいないものであること。
- (8) 食品衛生法等に基づく残留物質及び微生物の検査プログラムに従って製造されたものであること。

4 認定後の事務等

(1) 対タイ輸出牛肉の衛生証明書について

ア タイに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行った認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所（食肉衛生検査所を設置していない場合は、と畜検査を実施している保健所。以下「証明書発行食肉検査所」という。）に別紙様式3の食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）により申請を行う場合にあっては、別添によることとする。

イ 証明書発行食肉検査所は、証明しようとする牛肉が認定と畜場等で適切にとさつ、解体及び分割され、対タイ輸出が可能なものであることが確認できたものについて食肉衛生証明書を発行する。

ウ 検査に合格した牛肉を認定と畜場等の外部の施設に搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。

エ 食肉衛生証明書は、原本を申請者に発行するとともに、原本の写しを食肉衛生検査所等に保管する。

オ 申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する牛肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。

カ 未記入の証明書様式については、不正等を防止する観点から、都道府県等において適切に管理する。

キ 発行した食肉衛生証明書及び関連書類は、証明書発行の日から1年間保管する。

(2) 認定と畜場等の除外等

ア 都道府県知事等は、認定と畜場等について、2の(2)の条件への不適合が認められた場合は、当該施設を認定と畜場等から除外し、又は改善がなされるまで当該施設からの対タイ輸出牛肉に対する食肉衛生証明書の発給を停止する措置をとるものとする。

イ 都道府県知事等は、上記アの措置をとった際には、当該施設の設置者にその旨を通知するとともに、当職あて報告することとする。

(3) 変更の届出

都道府県知事等は、と畜場等の設置者、又は都道府県知事等が2の(2)に規定する別紙登録書の内容について変更したときは、遅滞なく当該変更の内容及び年月日を、変更後の別紙登録書により厚生労働省へ報告する。

5 不正防止事項

不正を防止するため、以下の事項について証明書発行食肉検査所が管理すること。

- (1) 輸出食肉を直接個装する個々の容器包装には検査済証（別紙様式4）を貼付等すること、又は個々の容器包装に検査済証がない場合は、それらを一つにまとめる容器包装（透明のビニル袋等）に代表して検査済証を貼付等すること。
- (2) 輸出食肉の梱包（カートン等）にも検査済証が貼付され、かつ梱包の開封時には当該検査済証が破られるように貼付すること。

6 表示事項

輸出食肉の梱包には次の事項が表示されること（英語）。

- (1) 獣畜の種類及び部位名
- (2) 原産国名（Product of Japan と記載すること）
- (3) 製造所名
- (4) 施設番号
- (5) とさつ年月日（月、日、年の順番に記載すること）
- (6) 重量

7 その他の留意事項

梱包後の製品を輸送する車両やコンテナは消毒や洗浄等を行い、衛生的な状態を維持すること。

(別添)

電子メール又はNACCSによる食肉衛生証明書の発行申請手続

1 食肉衛生証明書の発行申請前の手続

(1) 電子メールにより発行申請を行う場合

食肉を輸出しようとする者(以下「輸出者」という。)は、別紙様式5に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。

- ①輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。
- ②一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。
- ③輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

(2) NACCSにより発行申請を行う場合

輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。

2 食肉衛生証明書の発行申請手続

輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、電子メール又はNACCSを利用して、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに提出すること(その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。)。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、1(1)の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1)申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2)食肉衛生証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。

(別紙様式1 と畜場設置者申出様式)

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿

申出者 住所
氏名 印
法人にあってはその所在地、名称、及び
代表者氏名

対タイ輸出と畜場認定申出書

対タイ輸出牛肉を取り扱うと畜場として認定を受けたく、下記により関係書類を添えて申出いたします。

記

- 1 と畜場の所在地及び名称（法人にあっては法人番号）
- 2 と畜場設置者名
- 3 添付書類
（別紙のとおり）

(別紙)

1 と畜場の現状が確認できる書類（施設の名称及び住所、設置者の氏名及び住所、設立年月日、従業員数、と畜場の組織及び責任体制等）

2 と畜場の平面図

3 今後の輸出計画

4 輸出基準に適合した牛肉を輸出するための区分管理等の手順書

5 冷凍冷蔵施設の面積及び保管能力

(別紙様式1 食肉処理場設置者申出様式)

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿

申出者 住所
氏名 印
法人にあつてはその名称、所在地、及び
代表者氏名

対タイ輸出食肉処理場認定申出書

対タイ輸出牛肉を取り扱う食肉処理場として認定を受けたく、下記により関係書類を添えて申出いたします。

記

- 1 食肉処理場の所在地及び名称 (法人にあつては法人番号)
- 2 営業者氏名
- 3 添付書類
(別紙のとおり)

(別紙)

- 1 食肉処理場の現状が確認できる書類（食肉処理場の名称及び住所、営業者の氏名及び住所、設立年月日、従業員数、食肉処理場の組織及び責任体制、生産能力等）
- 2 食肉処理場の平面図
- 3 今後の輸出計画
- 4 輸出基準に適合した牛肉を輸出するための区分管理等の手順書
- 5 冷凍冷蔵施設の面積及び保管能

(別紙様式2 都道府県等報告様式)

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿

都道府県知事等名

対タイ輸出牛肉の取扱いについて

下記施設について、と畜場及び食肉処理場設置者から対タイ輸出牛肉取扱い施設としての認定を受けたいとの申し出があり、内容を審査したところ差し支えないものと思料されるので、報告いたします。

記

- 1 と畜場及び食肉処理場の名称及び所在地（法人にあつては法人番号）
- 2 設置者及び営業者の氏名及び住所
- 3 添付書類
 - (1) 別紙登録書
 - (2) 不正防止事項に関する書類
 - (3) 申し出を受けた設置者の提出書類

対タイ輸出牛肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場
Slaughterhouse and Cutting Plant Handling Boneless Beef for the Exportation to Thailand

都道府県または保健所設置市 Prefecture or City	公 印 Official Stamp	契 印 Tally
(和)	S A M P L E	S A M P L E
(英)		
証 明 書 発 行 機 関 Issuing Authority		
(和)		
(英)		

(認定と畜場) Authorized Slaughterhouse

認定施設固有の施設番号 Est. No.	名 称 Name
	(和)
	(英)
認定年月日(西暦) Registered Date	所在地 Address
	(和)
	(英)

(認定食肉処理場) Authorized Cutting Plant

認定施設固有の施設番号 Est. No.	名 称 Name
	(和)
	(英)
認定年月日(西暦) Registered Date	所在地 Address
	(和)
	(英)

(別紙様式 3 食肉衛生証明書様式)

STANDARD FORM AUTHORIZED
BY THE MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND
WELFARE OF JAPAN

HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF
BONELESS BEEF, BEEF AND THEIR EDIBLE PRODUCTS
FROM JAPAN TO THE KINGDOM OF THAILAND

No. :

DATE :
(Month/Day/Year)

I. Identification of the products

(Type of cuts)	
(Number of pieces or package)	(Net weight)
(Exporter)	(Exporter address)
(Consignee)	(Consignee address)

II. Origin of products

Name	Est. No.	Address
(Slaughterhouse)		
(Cutting/Processing plant)		

Date of slaughter : Date of production :

Type of package of the meat :

I hereby certify that:

- 1) The cattle were born after the ban on the feeding of meat-and-bone meal and greaves derived from ruminants was effectively enforced on 1st November 2001 and reared in Japan.
- 2) The cattle have received ante-mortem and post-mortem inspections by full-time authorized veterinary official of Japan.
- 3) The product was obtained from animals which were not stunned by means of gas injection in the cranial cavity or cutting of the spinal cord by laceration of the central nervous tissue by means of introducing a sharp cutting instrument in the cranial cavity, or by a pithing process.
- 4) The product does not contain meat from mechanically separated meat and distal ileum of small intestine.
- 5) The product was derived from animals which passed ante- and post-mortem inspection to determine uninfected with BSE or without suspicion of BSE.
- 6) The animal slaughter, processing, and storage of the product were from establishment(s) under inspection of Japanese authorized veterinary/public health official.
- 7) The product does not contain preservatives, additives or other substances posing a harmful risk to human health.
- 8) The product has been produced according to a residue and microbiological sampling program in accordance with regulatory requirements of Japan.

(別紙様式 3 食肉衛生証明書様式)

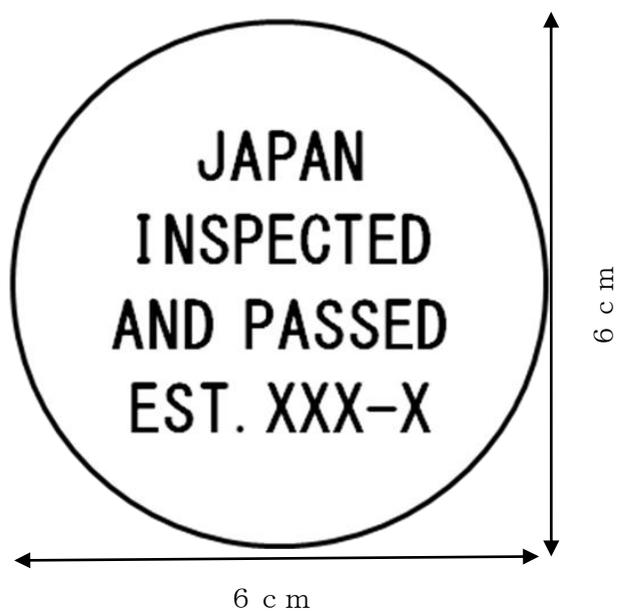
Name of meat inspector:

Official title:

Signature:

Name of prefecture or city:

別紙様式 4



フォント : MS P ゴシック太字

(別紙様式5 食肉輸出計画書)

年 月 日

食肉衛生検査所長／保健所長 殿

申出者 住所
氏名 印
法人にあってはその所在地、名称、及び
代表者氏名

食肉輸出計画書

平成〇〇年度の食肉の輸出計画を下記のとおり提出いたします。

記

1. 担当者

部署名：

担当者氏名：

電話番号：

E-mailアドレス：

2. 輸出計画

輸出年月	輸出先国・地域	食肉の畜種	数重量